

6 諸制度（知的障がいのある方が利用できる制度を中心に）

知的障がいのある方が利用できる福祉制度などは主に次のようなものがあります。

● 手当

項目	内容
障害児福祉手当	<p>在宅の重度障がい児で、日常生活活動が著しく制限され、介護を要する状態にある20歳未満の者に対して支給します。</p> <p>【支給額】 月額 15,220円（令和5年4月分以降）【対象】 知的障がい児</p> <p>【問合せ先】 市町村</p>
特別障害者手当	<p>在宅の最重度障がい者で、常時特別の介護を要する状態にある20歳以上の者に対して支給します。</p> <p>【支給額】 月額 27,980円（令和5年4月分以降）【対象】 知的障がい者</p> <p>【問合せ先】 市町村</p>
特別児童扶養手当	<p>障がい児を監護、養育する父母又は養育者に対して支給します。</p> <p>【支給額】 月額 1級 53,700円（令和5年4月分以降） 2級 35,760円（令和5年4月分以降）</p> <p>【対象】 知的障がい児</p> <p>【問合せ先】 市町村</p>

● 公的年金制度

項目	内容
障害基礎年金 (国民年金)	<p>【支給額】 1級 年額 990,750円 2級 年額 792,600円</p> <p>【対象】 国民年金の加入中に障害の原因となった病気やケガの初診日がある方で一定の保険料納付要件を満たしている方や、20歳前までに障害の原因となった病気やケガの初診日があり一定の所得以下の方で障害状態が1級または2級に該当している方</p> <p>【問合せ先】 市町村</p>
障害厚生年金 (厚生年金保険)	<p>【対象】 厚生年金保険（共済年金含む）の加入中に障害の原因となった病気やケガの初診日がある方で一定の保険料納付要件を満たしており障害状態が1級から3級のいずれかに該当する方</p> <p>【問合せ先】 各年金事務所</p>

こゝろ 項目	ない 内容
とくべつしょうがいきゆうふきん 特別障害給付金	<p>こくみんねんきん にんい かにゆうたいしやう き かんちゆう かにゆう 国民年金の任意加入対象期間中に、加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給でき ない障がい者の方に対して支給します。</p> <p>【支給額】 1級 月額 53,650円 2級 月額 42,920円</p> <p>【対象】・平成3年3月以前までの国民年金任意加入対象であった学生 ・昭和61年3月以前の任意加入対象であった厚生年金などの被用者 年金等に加入していた方の配偶者</p> <p>【問合せ先】 市町村</p>

ふようきやうさいせいど

いりやうひ

じよせい

いりやう ほけんせいど

● 扶養共済制度、医療費の助成、医療保険制度

こゝろ 項目	ない 内容
しんしんしやうがいしや ふやう 心身障害者扶養 きやうさいせいど 共済制度	<p>ほごしや な あと しんしんしやう しや じ せいかつ あんてい ふくし こうじやう ほか 保護者が亡くなられた後の心身障がい者（児）の生活の安定と福祉の向上を図るため、 ほごしや しほご ねんきん しきゆう 保護者の死亡後、年金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ かにゆうねんれい さいみまん くち かにゆうか 加入年齢 65歳未満(2口まで加入可) ○ かにゆうかけきん かにゆうじ ほごしや ねんれい くぶん 加入掛金 加入時の保護者の年齢により区分 ○ ねんきんがく くち げつがく えん 年金額 1口あたり月額20,000円 <p>【対象】 知的障がい者（児）</p> <p>【問合せ先】 市町村</p>
じゆうどしんしんしやう 重度心身障がい者 じ (児)	<p>いりやうほけんかくほう いりやう きゆうふ う ばあい じこふたんぶん じよせい 医療保険各法による医療の給付を受けた場合の自己負担分を助成します。</p> <p>【対象】・知的障がい者(児)(10 概 ね35以下) ・ちゆうふくしやう しや じ おおむ い か 重複障がい者(児)(10 概 ね50以下かつ身体障害者手帳3級又は4級所持者)</p> <p>【問合せ先】 市町村</p>
こうきこうれいしやいりやう 後期高齢者医療 せいど 制度	<p>さい さい いつてい しょうがい かた げんざい かにゆう けんこう ほけん だつたい こうきこう 65歳から74歳で、一定の障害がある方は、現在加入している健康保険を脱退し後期高 れいしやいりやうせいど かにゆう こうきこうれいしやいりやうほけん かにゆう 齢者医療制度へ加入することができます。後期高齢者医療保険に加入することで、 いりやうひ ふたんわりあい ほけんりやう ふたん すく ばあい 医療費負担割合や保険料の負担が少なくなる場合があります。</p> <p>【対象】 りやういくて ちやう 療育手帳 A1・A2</p> <p>【備考】 しよとく せたいどう じやうきやう ほけんりやう こと 所得や世帯等の状況により保険料は異なる</p> <p>【問合せ先】 しちやうそん とくしまけんこう き こうれいしや いりやうこういきれんこう 市町村、徳島県後期高齢者医療広域連合</p>

● す 住まい

こ う 目 的	内 容
けんえいじゆうたく にゆうきよ 県営住宅への入居	<p>しょうとく すく じゆうたく こま かた ひく やちん にゆうきよ けんえいじゆうたく ていきよう 所得の少ない、住宅にお困りの方が低い家賃で入居できる県営住宅を提供します。</p> <p>しょう しょう じゆうせんてき にゆうきよ ゆうせんにゆうきよせいど 障がい者などが優先的に入居できる優先入居制度があります。</p> <p>【対 象】 ちてきしょう しゃ りゆういくてちよう しよじ ていど もの せたい たんしん か 知的障がい者（療育手帳を所持する程度の者）のいる世帯（単身でも可）</p> <p>【備 考】 せんこう うえ にゆうきよしゃ けつてい ・選考の上、入居者を決定します。</p> <p>じようじかいこ ひつよう かた きよたく じようじかいこ う ・常時介護を必要とする方は、居宅において常時介護を受けることができる しえんたいせい かた かぎ 支援体制がある方に限ります。</p> <p>ゆうせんにゆうきよせいど しちようそんえいじゆうたく ・優先入居制度がある市町村営住宅もあります。</p> <p>【問合せ先】 けんじゆうたくか けんじゆうたくきようきゆうこうしゃ けんえいじゆうたく かんり 県営住宅課、県営住宅供給公社、県営住宅PFI管理センター</p>

● こようそくしん しょうぎようあんてい えんこせいど
雇用促進・職業安定のための援護制度

こ う 目 的	内 容
しよくばてきおうれん 職場適応訓練	<p>しよくば かんきよう てきおうれん げんそく かげつかん みんかん きぎよう くれん う せいど 職場の環境に適応するため、原則6ヶ月間、民間企業で訓練を受けられる制度です。</p> <p>【備 考】 くれんせい くれんてあて さいだい げつがやく まんえんしきゆう ・訓練生には訓練手当が最大で月額約12万円支給されます。</p> <p>じぎょうぬし くれんせい り えん つき じゆうど えん しきゆう ・事業主には訓練生1人につき24,000円/月（重度25,000円）が支給されます。</p> <p>【問合せ先】 ころきようしよくぎようあんていしよ ハローワーク（公共職業安定所）</p>

● ちいきせいかつ しえん
地域生活の支援

こ う 目 的	内 容
しんしんしょう じ しゃ 心身障がい児(者) ざいたくかいごとうしえんじぎょう 在宅介護等支援事業	<p>しんしんしょう じ しゃ かぞく しょうとう いちじてき かいごとう ばあい 心身障がい児(者)の家族が所用等により一時的に介護等ができなくなった場合、あらかじめ登録した介護者に介護等を委託することにより、障がい児(者)や家族の生活を支援します。</p> <p>【対 象】 たいしょう ち てきしょう じ しゃ 知的障がい児(者)</p> <p>【問合せ先】 たいあわ さき しちようそん 市町村</p>

● 税制度（控除、減免などにより、税金が安くなる場合があります）

項目	内容										
所得税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者控除（本人、同一生計配偶者、扶養親族が障がい者の場合）</td> <td>27万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者控除（重度の知的障がい者である場合）</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者控除（居住者の同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者で、かつ、同居を常況とする場合）</td> <td>75万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【問合せ先】 税務署</p>	項目	控除額	障害者控除（本人、同一生計配偶者、扶養親族が障がい者の場合）	27万円	特別障害者控除（重度の知的障がい者である場合）	40万円	同居特別障害者控除（居住者の同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者で、かつ、同居を常況とする場合）	75万円		
項目	控除額										
障害者控除（本人、同一生計配偶者、扶養親族が障がい者の場合）	27万円										
特別障害者控除（重度の知的障がい者である場合）	40万円										
同居特別障害者控除（居住者の同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者で、かつ、同居を常況とする場合）	75万円										
住民税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者控除（本人、同一生計配偶者、扶養親族が障がい者の場合）</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者控除（重度の知的障がい者である場合）</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者控除（居住者の同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者で、かつ、同居を常況とする場合）</td> <td>53万円</td> </tr> <tr> <td>前年の合計所得金額が135万円以下の障がい者</td> <td>非課税</td> </tr> </tbody> </table> <p>【問合せ先】 市町村</p>	項目	控除額	障害者控除（本人、同一生計配偶者、扶養親族が障がい者の場合）	26万円	特別障害者控除（重度の知的障がい者である場合）	30万円	同居特別障害者控除（居住者の同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者で、かつ、同居を常況とする場合）	53万円	前年の合計所得金額が135万円以下の障がい者	非課税
項目	控除額										
障害者控除（本人、同一生計配偶者、扶養親族が障がい者の場合）	26万円										
特別障害者控除（重度の知的障がい者である場合）	30万円										
同居特別障害者控除（居住者の同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者で、かつ、同居を常況とする場合）	53万円										
前年の合計所得金額が135万円以下の障がい者	非課税										
自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割	<p>下記対象の自動車について、申請により税が減免される場合があります。</p> <p>【対象】 知的障がい者を常時介護するか、生計を一にするものが運転し、専ら当該障がい者の用務のために用いられる自動車で一定の要件に該当するもの</p> <p>【備考】 障がいの程度が一定以上であること</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族運転、介護者運転の場合は通院通学等に係る証明書が必要 1人1台に限ります。 										
自動車税種別割 軽自動車税種別割	<p>【問合せ先】 東部県税局自動車税庁舎（電話 088-641-2323） （軽自動車税種別割は市町村）</p>										
利子等の非課税制度（マル優・特別マル優）	<p>少額預金の利子所得等の非課税制度（マル優）・少額公債の利子の非課税制度（特別マル優）があります。それぞれ元本350万円まで利子等が非課税となります。</p> <p>【対象】 療育手帳所持者</p> <p>【問合せ先】 各金融機関</p>										

ちゆうしゃきんしきせい てきようじょがい
駐車禁止規制の適用除外

こゝろ 項目	ない 内	よう 容
ちゆうしゃきんしきせい 駐車禁止規制の 適用除外	ち てきしよう どう 知的障がい等により介添者がいなくては歩行に支障をきたす方等に、 ひようしやう こゝろふん たいしやう かた しやう 対象の方が使用する自動車について駐車禁止の規制から適用除外します。 (ただし、道路標識などによって駐車が禁止されている場所に べしよ かぎ 限られます。)	
	【対象】 知的障がい者療育手帳 (区分A以上) 所持者 など	
	【備考】 有効期間3年	
	【申請先】 最寄りの各警察署または徳島県警察本部	
	【問合せ先】 徳島県身体障害者連合会、徳島県手をつなぐ育成会、 徳島県警察本部交通規制課 (電話088-622-3101 内線5173) また、 又は最寄りの各警察署	

しやう じ きやういくしゆうがくしやうれいせい ど
障がい児への教育就学奨励制度

こゝろ 項目	ない 内	よう 容
とくべつしえんきやういくしゆうがく 特別支援教育就学 奨励費	しゆうがく ひつやう しよけいひ 就学のために必要な諸経費のうち、保護者の負担能力に応じ、その全部又は一部を補助 します。	
	【対象】 ・小学校・中学校・中等教育学校 (前期課程) の通常の学級 (学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒) ・小学校・中学校・中等教育学校 (前期課程) の特別支援学級 ・特別支援学校 に在籍する幼児児童生徒の保護者など	
	【問合せ先】 ・小・中学校は、市町村教育委員会 ・特別支援学校・県立中学校・中等教育学校は、徳島県教育委員会 特別支援教育課	

けいたいでんわきほんりやうきんとう わりびき
携帯電話基本料金等の割引

こゝろ 項目	ない 内	よう 容
けいたいでんわきほんりやうきん 携帯電話基本料金 等の割引		
	【対象】 障がい者手帳所持者	
	【備考】 利用申込み時に手帳を見せてください。	
	【問合せ先】 各割引制度の詳細については各取扱店にご確認ください。	

うんちんとう わりびき いどう じよせい
運賃等の割引、移動のための助成

こゝろ もく 項 目	ない よう 内 容																
<p>うんちんわりびき J Rの運賃割引</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 327 874 376">たい しょう 対 象</th> <th data-bbox="874 327 1043 376">わりびきじょうしゃけん 割引乗車券</th> <th data-bbox="1043 327 1145 376">わりびきりつ 割引率</th> <th data-bbox="1145 327 1417 376">び ころ 備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 376 874 555"> だい しゅちてきしょうがいしゃ かいごしゃ 第1種知的障害者とその介護者 </td> <td data-bbox="874 376 1043 555"> ふつうじょうしゃけん 普通乗車券 かいすうじょうしゃけん 回数乗車券 ふつうきゅうこうけん 普通急行券 ていきじょうしゃけん 定期乗車券 </td> <td data-bbox="1043 376 1145 555">50%</td> <td data-bbox="1145 376 1417 555"> さいみまん しょう 12歳未満の障がい児 しょうにていきけん の小児定期券につい ては割引が適用され ません </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 555 874 645"> だい しゅちてきしょうがいしゃ さいみまん 第2種知的障害者(12歳未満)とその かいごしゃ 介護者 </td> <td data-bbox="874 555 1043 645"> ていきじょうしゃけん 定期乗車券 </td> <td data-bbox="1043 555 1145 645">50%</td> <td data-bbox="1145 555 1417 645"> 100kmをこえるとき </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 645 874 734"> だい しゅちてきしょうがいしゃ だい しゅちてきしょうがいしゃ 第1種知的障害者、第2種知的障害者 たんどくりよう (単独利用) </td> <td data-bbox="874 645 1043 734"> ふつうじょうしゃけん 普通乗車券 </td> <td data-bbox="1043 645 1145 734">50%</td> <td data-bbox="1145 645 1417 734"> 100kmをこえるとき </td> </tr> </tbody> </table> <p>【備 考】 切符発売窓口で手帳を呈示してください。 ・ 公営・民営の鉄道会社でもJRに準じ割引を行っている所もあります ので、各社にご確認ください。 【問合せ先】 各駅、市町村</p>	たい しょう 対 象	わりびきじょうしゃけん 割引乗車券	わりびきりつ 割引率	び ころ 備 考	だい しゅちてきしょうがいしゃ かいごしゃ 第1種知的障害者とその介護者	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券 かいすうじょうしゃけん 回数乗車券 ふつうきゅうこうけん 普通急行券 ていきじょうしゃけん 定期乗車券	50%	さいみまん しょう 12歳未満の障がい児 しょうにていきけん の小児定期券につい ては割引が適用され ません	だい しゅちてきしょうがいしゃ さいみまん 第2種知的障害者(12歳未満)とその かいごしゃ 介護者	ていきじょうしゃけん 定期乗車券	50%	100kmをこえるとき	だい しゅちてきしょうがいしゃ だい しゅちてきしょうがいしゃ 第1種知的障害者、第2種知的障害者 たんどくりよう (単独利用)	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券	50%	100kmをこえるとき
たい しょう 対 象	わりびきじょうしゃけん 割引乗車券	わりびきりつ 割引率	び ころ 備 考														
だい しゅちてきしょうがいしゃ かいごしゃ 第1種知的障害者とその介護者	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券 かいすうじょうしゃけん 回数乗車券 ふつうきゅうこうけん 普通急行券 ていきじょうしゃけん 定期乗車券	50%	さいみまん しょう 12歳未満の障がい児 しょうにていきけん の小児定期券につい ては割引が適用され ません														
だい しゅちてきしょうがいしゃ さいみまん 第2種知的障害者(12歳未満)とその かいごしゃ 介護者	ていきじょうしゃけん 定期乗車券	50%	100kmをこえるとき														
だい しゅちてきしょうがいしゃ だい しゅちてきしょうがいしゃ 第1種知的障害者、第2種知的障害者 たんどくりよう (単独利用)	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券	50%	100kmをこえるとき														
<p>こうくううんちんわりびき 航空運賃割引</p>	<p>りょういくてちょうしよじしゃ かいごしゃ こくないせん こうくううんちん わりびき 療育手帳所持者とその介護者は、国内線の航空運賃が割引になることがあります。</p> <p>【対 象】 第1種知的障害者とその介護者 ・ 第2種知的障害者(介護者は対象外)</p> <p>【備 考】 各航空会社により、内容・手続き等が異なります。 【問合せ先】 各航空会社支店、営業所及び指定代理店、市町村</p>																
<p>ゆうりょうどうろ つうこう 有料道路の通行 料金割引</p>	<p>【対 象】 じゅうど ちてきしょう がいしゃ の かいごしゃ ばあい 重度の知的障がい者(障がい者を乗せて介護者が運転する場合)</p> <p>【割引率】 50%</p> <p>【備 考】 市町村窓口で手帳に自動車登録番号と割引の有効期間を記載する手続きを 行い、料金所にて手帳を呈示します。 ・ ETC利用の場合は、料金所での手帳の呈示は不要ですが、市町村窓口で事前に手続き が必要です。 【問合せ先】 市町村</p>																
<p>うんちん わりびき バス運賃の割引</p>	<p>【対 象】 だい しゅちてきしょうがいしゃ ほんにんおよ かいごしゃ 第1種知的障害者(本人及び介護者)</p> <p>【割引率】 わりびきりつ 割引等は各バス会社、利用者により異なります。</p> <p>【備 考】 各バス会社により内容・手続き等が異なります。 【問合せ先】 各バス会社、市町村</p>																
<p>うんちん タクシー運賃の 割引</p>	<p>【対 象】 たいしょう りょういくてちょう こうふ もの じ 療育手帳の交付を受けた者(児)</p> <p>【割引率】 わりびきりつ タクシーメーター料金の10%引</p> <p>【問合せ先】 たいあわ さき 徳島県タクシー協会、市町村</p>																
<p>しょう しゃじどうしゃ 障がい者自動車 運転免許取得費 補助事業</p>	<p>じどうしゃうんてんめんきよ じゅとく よう けいひ まんえん げんど じよせい 自動車運転免許の取得に要する経費のうち2万円を限度として助成します。</p> <p>【対 象】 たいしょう ちてきしょう がいしゃ 知的障がい者</p> <p>【問合せ先】 たいあわ さき 市町村</p>																

放送受信料、電話番号案内の減免

項目	内容						
<p>NHK放送受信料の減免</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療育手帳（または判定書）をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合</td> <td>ぜんがく 全額</td> </tr> <tr> <td>療育手帳（または判定書）〔最重度〕または〔重度〕に相当する記載）をお持ちの方が、世帯主でかつ受信契約者の場合</td> <td>はんがく 半額</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】市町村長の証明が必要となります。</p> <p>【問合せ先】放送局又は市町村</p>	対象	減免率	療育手帳（または判定書）をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合	ぜんがく 全額	療育手帳（または判定書）〔最重度〕または〔重度〕に相当する記載）をお持ちの方が、世帯主でかつ受信契約者の場合	はんがく 半額
対象	減免率						
療育手帳（または判定書）をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合	ぜんがく 全額						
療育手帳（または判定書）〔最重度〕または〔重度〕に相当する記載）をお持ちの方が、世帯主でかつ受信契約者の場合	はんがく 半額						
<p>NTT電話番号案内(104)の無料サービス</p>	<p>【対象】療育手帳所持者</p> <p>【割引率】全額無料</p> <p>【備考】事前に申込が必要です。</p> <p>【問合せ先】NTT支店・営業所</p>						

身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）制度

項目	内容
<p>身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）制度</p>	<p>障がい者や高齢者、妊産婦の方など「歩行困難な方」や「移動に配慮が必要な方」のために、公共施設、ショッピングセンター、銀行や病院などの出入口に近いところに設置されている「身体障がい者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）」について、利用対象者に「身体障がい者等用駐車場利用証（パーキングパーミット）」を交付し、駐車場を設置する施設の協力を得ながら、歩行困難な方等に配慮した環境づくりを推進しています。</p> <p>利用できる駐車場は？</p> <p>利用証は、徳島県に協力の申込みがあった施設（協力施設）の身体障がい者等用駐車場のほかに、同様の制度を実施している39府県1市の協力施設でも利用できます。協力施設の駐車場には看板や壁などにステッカーが貼られています。県内協力施設の一覧は、徳島県ホームページや障がい福祉課でご覧になれます。利用証交付の申請方法や、対象となる障害等級・区分等については、県庁障がい福祉課までお問い合わせください。</p> <p>【問合せ先】徳島県障がい福祉課 電話 088-621-2238 ファクシ 088-621-2241 徳島県ホームページ https://www.pref.tokushima.lg.jp/ 「パーキングパーミット」で検索</p> <p>【申請窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県庁障がい福祉課 (Tel 088-621-2238) 県東部保健福祉局徳島庁舎 (Tel 088-626-8715) 県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎【阿南保健所】 (Tel 0884-28-9867) 県南部総合県民局保健福祉環境部美波庁舎 (Tel 0884-74-7369) 県西部総合県民局保健福祉環境部美馬庁舎 (Tel 0883-53-2060) 県西部総合県民局保健福祉環境部三好庁舎 (Tel 0883-76-0482) 県障がい者相談支援センター (Tel 088-631-8711)

● 生活福祉資金の貸付

こ う 目 目	内 容														
せいかつ ふくし しきん 生活福祉資金の 貸付	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資 金 種 類</th> <th>貸付上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふく し ひ 福 祉 費</td> <td>まんえんいなし 580万円以内</td> </tr> <tr> <td>なりわい いとな ひつよう けいひ 生業を営むために必要な経費</td> <td>まんえんいなし 460万円以内</td> </tr> <tr> <td>じゆうたく ぞうかいちく ほしゆうとう ひつよう けいひ 住宅の増改築、補修等に必要な経費</td> <td>まんえんいなし 250万円以内</td> </tr> <tr> <td>ふくしやうぐとう こうにゆう ひつよう けいひ 福祉用具等の購入に必要な経費</td> <td>まんえんいなし 170万円以内</td> </tr> <tr> <td>しょうがいしやようじどうしゃ こうにゆう ひつよう けいひ 障害者用自動車の購入に必要な経費</td> <td>まんえんいなし 250万円以内</td> </tr> <tr> <td>きんきゆうこぐちしきん 緊 急小口資金</td> <td>まんえんいなし 10万円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】 資金目的に応じた貸付上限額の目安が定められています(上記はその一例)。貸付利率について、緊急小口資金は無利子です。福祉費については、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年1.5%となります。貸付資金の据置期間、償還期間、その他詳細についてはお問合せください。</p> <p>【問合せ先】 市町村社会福祉協議会</p>	資 金 種 類	貸付上限額	ふく し ひ 福 祉 費	まんえんいなし 580万円以内	なりわい いとな ひつよう けいひ 生業を営むために必要な経費	まんえんいなし 460万円以内	じゆうたく ぞうかいちく ほしゆうとう ひつよう けいひ 住宅の増改築、補修等に必要な経費	まんえんいなし 250万円以内	ふくしやうぐとう こうにゆう ひつよう けいひ 福祉用具等の購入に必要な経費	まんえんいなし 170万円以内	しょうがいしやようじどうしゃ こうにゆう ひつよう けいひ 障害者用自動車の購入に必要な経費	まんえんいなし 250万円以内	きんきゆうこぐちしきん 緊 急小口資金	まんえんいなし 10万円以内
資 金 種 類	貸付上限額														
ふく し ひ 福 祉 費	まんえんいなし 580万円以内														
なりわい いとな ひつよう けいひ 生業を営むために必要な経費	まんえんいなし 460万円以内														
じゆうたく ぞうかいちく ほしゆうとう ひつよう けいひ 住宅の増改築、補修等に必要な経費	まんえんいなし 250万円以内														
ふくしやうぐとう こうにゆう ひつよう けいひ 福祉用具等の購入に必要な経費	まんえんいなし 170万円以内														
しょうがいしやようじどうしゃ こうにゆう ひつよう けいひ 障害者用自動車の購入に必要な経費	まんえんいなし 250万円以内														
きんきゆうこぐちしきん 緊 急小口資金	まんえんいなし 10万円以内														

● 障がい者(児)の歯科治療

こ う 目 目	内 容
しょうがいしゃじ 障がい者(児)の 歯科治療	<p>とくしまけん し か い し か い しょうがいのある方の歯の治療と口腔保健管理を行っています。</p> <p>【施設名】 徳島県歯科医師会口腔保健センター 心身障害者歯科診療所</p> <p>【場 所】 徳島市北田宮1丁目8-65 徳島県歯科医師会館</p> <p>【診療日】 月曜日から金曜日まで(午前9:30~午後4:30、予約制)</p> <p>【問合せ先】 088-632-8511</p> <p>※初診時には、被保険者証・療育手帳および現在使用中の歯ブラシをご持参ください。</p>

● 県立施設における利用料等の減免

こ う 目 目	内 容																												
けんりつ し せつ 県立施設における 利用料等の減免	<p>か き けんりつしせつ りよう さい しせつ りようりょうとう やす ばあい 下記の県立施設を利用する際に、施設の利用料等が安くなる場合があります。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>しょうがいしゃこうりゆう 障がい者交流プラザ</td> <td>(Tel 088-631-1000)</td> <td>あ わ じゆうろうべえ やしき 阿波十郎兵衛屋敷</td> <td>(Tel 088-665-2202)</td> </tr> <tr> <td>けんりつはくぶつかん 県立博物館</td> <td>(Tel 088-668-3636)</td> <td>けんりつぶんがくしやうかん 県立文学書道館</td> <td>(Tel 088-625-7485)</td> </tr> <tr> <td>けんりつきんだいびじゆつかん 県立近代美術館</td> <td>(Tel 088-668-1088)</td> <td>あすたむらんど徳島 あすたむらんど徳島</td> <td>(Tel 088-672-7111)</td> </tr> <tr> <td>つきみがおかいひんこうえん つきみがおかいひんこうえん 月見ヶ丘海浜公園</td> <td>(Tel 088-699-6697)</td> <td>しこくさぶろう さと 四国三郎の郷</td> <td>(Tel 0883-55-2002)</td> </tr> <tr> <td>おおなるときやうゆうほどう うず みち 大鳴門橋遊歩道 渦の道</td> <td>(Tel 088-683-6262)</td> <td>とりいりゆうぞうきねんはくぶつかん 鳥居龍蔵記念博物館</td> <td>(Tel 088-668-2544)</td> </tr> <tr> <td>おおなるときやうかきやうきねんかん 大鳴門橋架橋記念館 エディ</td> <td>(Tel 088-687-1330)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>さなこうち 佐那河内いきものふれあいの里</td> <td>(Tel 088-679-2238)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】 減免対象者、対象サービス等につきましては、各施設にお問合せください。</p> <p>【問合せ先】 各施設</p>	しょうがいしゃこうりゆう 障がい者交流プラザ	(Tel 088-631-1000)	あ わ じゆうろうべえ やしき 阿波十郎兵衛屋敷	(Tel 088-665-2202)	けんりつはくぶつかん 県立博物館	(Tel 088-668-3636)	けんりつぶんがくしやうかん 県立文学書道館	(Tel 088-625-7485)	けんりつきんだいびじゆつかん 県立近代美術館	(Tel 088-668-1088)	あすたむらんど徳島 あすたむらんど徳島	(Tel 088-672-7111)	つきみがおかいひんこうえん つきみがおかいひんこうえん 月見ヶ丘海浜公園	(Tel 088-699-6697)	しこくさぶろう さと 四国三郎の郷	(Tel 0883-55-2002)	おおなるときやうゆうほどう うず みち 大鳴門橋遊歩道 渦の道	(Tel 088-683-6262)	とりいりゆうぞうきねんはくぶつかん 鳥居龍蔵記念博物館	(Tel 088-668-2544)	おおなるときやうかきやうきねんかん 大鳴門橋架橋記念館 エディ	(Tel 088-687-1330)			さなこうち 佐那河内いきものふれあいの里	(Tel 088-679-2238)		
しょうがいしゃこうりゆう 障がい者交流プラザ	(Tel 088-631-1000)	あ わ じゆうろうべえ やしき 阿波十郎兵衛屋敷	(Tel 088-665-2202)																										
けんりつはくぶつかん 県立博物館	(Tel 088-668-3636)	けんりつぶんがくしやうかん 県立文学書道館	(Tel 088-625-7485)																										
けんりつきんだいびじゆつかん 県立近代美術館	(Tel 088-668-1088)	あすたむらんど徳島 あすたむらんど徳島	(Tel 088-672-7111)																										
つきみがおかいひんこうえん つきみがおかいひんこうえん 月見ヶ丘海浜公園	(Tel 088-699-6697)	しこくさぶろう さと 四国三郎の郷	(Tel 0883-55-2002)																										
おおなるときやうゆうほどう うず みち 大鳴門橋遊歩道 渦の道	(Tel 088-683-6262)	とりいりゆうぞうきねんはくぶつかん 鳥居龍蔵記念博物館	(Tel 088-668-2544)																										
おおなるときやうかきやうきねんかん 大鳴門橋架橋記念館 エディ	(Tel 088-687-1330)																												
さなこうち 佐那河内いきものふれあいの里	(Tel 088-679-2238)																												

障がい者交流プラザの案内

徳島県立障がい者交流プラザは、障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、障がいのある人もない人も多くご利用いただき、交流を深めてもらうための施設です。

【所在地】 〒770-0005 徳島市南矢三町2丁目1-59
 【電話】 088-631-1000（代表）

障がいのある方の「働きたい!!」を支援します

障害者トライアル雇用

障がい者を短期（原則3ヶ月）の試行雇用で受け入れる際、障がい者の一般雇用への移行を支援する制度です。
 （窓口） 各ハローワーク

ジョブコーチ

障がい者が職場に適応できるよう、ジョブコーチが職場に出向いて、直接的、専門的な支援を行います。
 （窓口） 徳島障害者職業センター

多様な委託訓練

県が、企業、社会福祉法人などに委託して就職に必要な知識・技能を習得するための訓練を実施します。
 （窓口） 徳島県産業人材育成センター
 電話 088-621-2353

就業面と生活面の一体的な支援

センターの窓口での相談や職場訪問などにより、職業と生活の両面にわたる一体的な相談・支援を行います。
 （窓口） 障害者就業・生活支援センター

障がい者に対する虐待の防止

障がい者への虐待について、相談などがありましたら、どなたでもお近くの市町村にある「市町村障がい者虐待防止センター」までご連絡ください。

◆市町村障がい者虐待防止センター

市町村名等	名称	受付時間	電話	ファクシミリ
徳島市	徳島市 障害者虐待防止センター	24時間	088-677-7889	088-621-5300
鳴門市	鳴門市 障がい者虐待防止センター	24時間	088-684-1725	088-684-1337

しちようそんめいとう 市町村名等	めいしやう 名称(※1)	うけつけじかん 受付時間	でんわ 電話	ファクス	
こまつしまし 小松島市	こまつしまし 小松島市 しょう しょうしやぎやくたいぼうし 障がい者虐待防止センター	へいじつ 平日8:30~17:15	0885-32-2279	0885-35-0272	
		へいじつ やかん 平日夜間 (17:15~翌8:30)、 どにちしゆくじつ ねんまつねんし 土日祝日・年末年始	080-2980-1757	0884-23-0263	
あなんし 阿南市	あなんし 阿南市 しょう しょうしやぎやくたいぼうし 障がい者虐待防止センター (しょうかいふくし ほうじんゆうりんしや 社会福祉法人悠林舎シーズ内)	じかん 24時間	080-2980-1757	0884-23-0263	
よしのがわし 吉野川市	よしのがわし 吉野川市 しょう しょうしやぎやくたいぼうし 障がい者虐待防止センター	へいじつ 平日8:30~17:15	0883-22-2263	0883-22-2260	
		へいじつ やかん 平日夜間 (17:15~翌8:30)、 どにちしゆくじつ ねんまつねんし 土日祝日・年末年始	0883-24-6168	0883-24-6144	
あわし 阿波市	あわし 阿波市 しょう しょうしやぎやくたいぼうし 障がい者虐待防止センター	へいじつ 平日8:30~17:15	0883-36-6812	0883-36-5158	
		へいじつ やかん 平日夜間 (17:15~翌8:30)、 どにちしゆくじつ ねんまつねんし 土日祝日・年末年始	080-2996-2218		
みまし 美馬市	みまし 美馬市 しょう しょうしやぎやくたいぼうし 障がい者虐待防止センター	へいじつ 平日8:30~17:15	0883-52-5614	0883-52-1197	
		どにちしゆくじつ ねんまつねんし 土日祝日・年末年始	0883-52-1212		
		8:30~17:15 やかん じかん 夜間17:15~翌8:30	0883-52-1077		
みよしし 三好市	みよしし 三好市 しょうがいしやぎやくたいぼうし 障害者虐待防止センター	じかん 24時間	0883-72-7610	0883-72-7605	
			ちやうじゆ しょうがい 長寿・障害 ふくし か 福祉課	0883-72-2251	0883-72-2477
			しょう しょうしや 障がい者 せいかつしえん 生活支援センター	0883-79-3937	0883-79-3927
			はくあい はくあい ワークサポート やまなみ	0883-79-3937	0883-79-3927
かつうらちやう 勝浦町	かつうらちやう 勝浦町 しょうがいしやぎやくたいぼうし 障害者虐待防止センター	へいじつ 平日8:30~16:30 へいじつ やかん 平日夜間 (16:30~翌8:30)、 どにちしゆくじつ ねんまつねんし 土日祝日・年末年始	0884-42-0999	0884-36-2668	
かみかつちやう 上勝町	かみかつちやう 上勝町 しょう しょうしやぎやくたいぼうし 障がい者虐待防止センター	へいじつ 平日8:30~17:15	0885-46-0111	0885-46-0323	
		へいじつ やかん 平日夜間 (17:15~翌8:30)、 どにちしゆくじつ ねんまつねんし 土日祝日・年末年始	0120-56-2942	0884-36-2668	
			しょうかいふくし ほうじん 社会福祉法人 はくとうかい 柏涛会		

市町村名等	名称(※1)	受付時間	電話	ファクシ
佐那河内村	佐那河内村 障がい者虐待防止センター	平日8:30~17:15 平日夜間 (17:15~翌8:30)、 土日祝日・年末年始	088-679-2971 088-679-2111	088-679-2125
名西郡 (※2)	名西郡 障がい者虐待防止センター (名西郡障がい者基幹相談支援 センター内)	24時間	088-638-2770	088-615-8551
那賀町	那賀町 障害者虐待防止センター	24時間	0884-62-1141	0884-62-1115
牟岐町	牟岐町 障害者虐待防止センター	24時間	0884-72-3416	0884-72-2716
美波町	美波町 障がい者虐待防止センター	24時間	0884-77-3614	0884-77-1666
海陽町	海陽町 障がい者虐待防止センター	24時間	0884-73-4312	0884-73-3880
板野郡 (※3)	障がい者虐待防止センター 凌雲 (障がい者生活支援センター 凌雲内)	24時間	088-693-1140	088-692-6776
つるぎ町	つるぎ町 障がい者虐待防止センター	24時間	0883-62-3111	0883-62-4944
東みよし町	東みよし町 障がい者虐待防止センター (ワークサポートやまなみ内)	24時間	0883-79-3937	0883-79-3927

(※1) 「名称」欄中、括弧書きのない市町村は、各市役所・町村役場内に設置されています。

(※2) 名西郡(石井町、神山町)は、共通の窓口です。

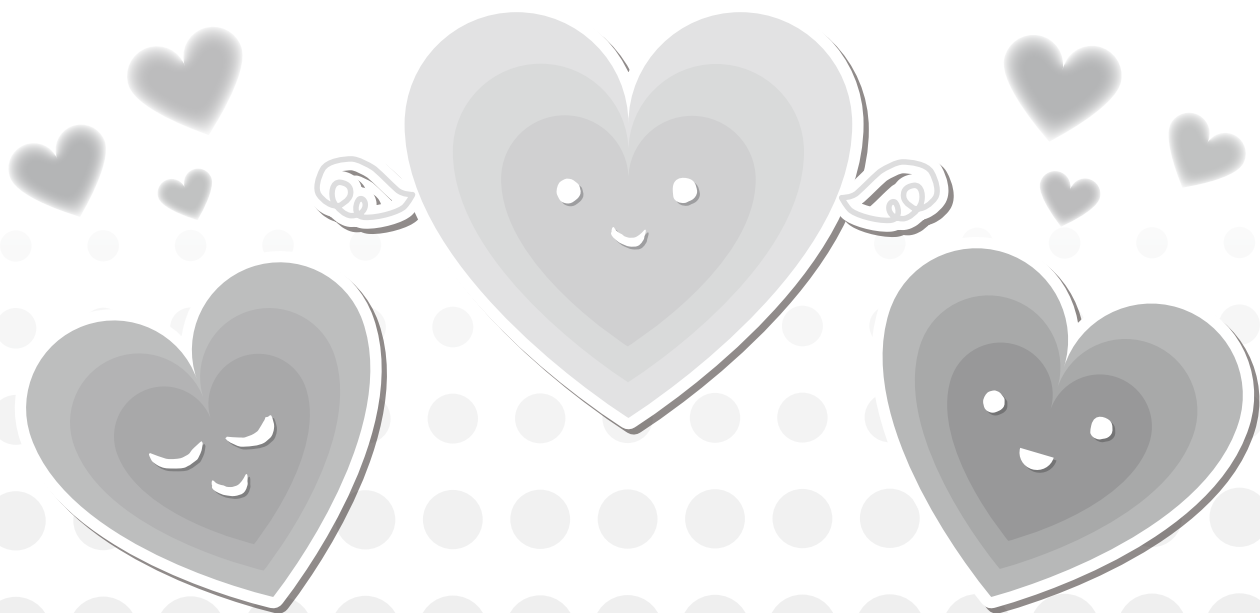
(※3) 板野郡(松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町)は、共通の窓口です。

県窓口： 徳島県障がい者権利擁護センター (徳島県障がい者相談支援センター内)
電話・ファクシミリ兼用 088-631-1188



障がい者虐待を 防ぎましょう

「障がい者への虐待」は、絶対にあってはならないことです。
しかし、虐待をしている人も、受けている人も、気づかないまま、日常生活で虐待が行なわれている場合もあります。
平成24年10月1日に施行された「障害者虐待防止法」では、障がい者に対する虐待を禁止するとともに、虐待を受けている人はもちろん、虐待に気づいた人はだれでも、身近な自治体に届出や通報をするよう定められています。
虐待のない社会をつくるため、みなさんが障がい者虐待を身近な問題として捉え、地域全体で障がい者とその家族を支援していくことが大切です。



 徳島県



※リーフレット下端のマークは、「音声コード」です。活字文書読み上げ装置に挿入すると、印刷情報を音声で聞くことができます。